

陳情 第40号

受付 平成29年 5月29日

付託 平成29年 6月 8日

「電話番」という議員に対する懲罰の事実関係の究明と報告のため
100条委の設置を求める陳情

・陳情趣旨

過日、政務活動費の「誤請求」問題で、問題発覚後、議員の身柄を長時間にわたって拘束し、電話番をさせるという懲罰があり、私も、その様子を目撃したところであります。

ご案内の通り、懲罰は定められた数の議員が連名で発議し、議会でその可否を決し、議決事項を議長が公開の議場において宣言するとされます。

しかしながら、この懲罰には、議員の発議もなく、議会も可否を決することなく、議会事務局の要請により議長名で執り行われたものと聞き及んでいます。

根拠もなく、長時間、長期にわたり、行動の自由を制限する身柄の拘束は基本的人権にも抵触しかねません。しかも記者会見で謝罪し報道されることで、すでに社会的制裁を受けた議員に、さらに懲罰を科すことは、許すことの出来ないことです。「事務局の要請」でとすることが事実であれば議会制民主主義を逸脱する行為でもあります。この懲罰がどのような権限根拠で行われたのか、事実関係の究明と報告を求めます。

・陳情事項

①懲罰がどのような経過で決定され、実施されたのか、その事実関係の究明と報告のため
100条委を設置する。

②採決は、投票用紙による、無記名投票とする。

以上、陳情いたします。

平成29年5月29日

陳情者

住所 取手市戸頭2-50-7

氏名 坂入 基之

取手市議会議長 佐藤 清 殿